

横浜市「主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業等」
非常電源導入補助金交付要綱

制 定 令和7年6月2日 こ障福 第3833号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、横浜市内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児童福祉法」という。）第6条の2の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援事業等」という。）を行う同法第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業所のうち、主として重症心身障害児を対象とした事業所（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月28日横浜市条例第61号）第6条第4項に規定する基準を満たし指定を受けた事業所をいう。以下「対象事業所」という。）に対して、非常電源の導入経費を一部補助することにより、重症心身障害児を対象とした事業所の災害時の事業継続に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び補助金規則の例による。
- 2 この要綱において補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援等を実施する事業所が、災害時に保護者の状況等から当該事業所に通う重症心身障害児が自宅へ戻るまでの一定の時間、支援の継続を図る必要があることが想定される場合に必要とする、非常電源を導入するものをいう。

（補助事業者の範囲）

- 第3条 この要綱における補助事業者の範囲は対象事業所を運営する法人または対象事業所の指定を受ける予定の法人であって、次の各号のいずれかの運営実績を、交付申請日において6か月以上有する法人とする。

ただし、対象事業所の指定を受ける予定の法人は、市長がその都度指定する日までに指定を受けなければならない。運営実績については横浜市外での運営実績も対象とし、複数事業所等の運営実績を組み合わせでの通算はしない。

また、実績報告時までに業務継続計画を策定していること。

- (1) 第1条に規定する対象事業所
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する訪問看護事業所
- (4) 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する療養介護
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する療養通所介護

（補助対象経費）

- 第4条 この要綱における補助対象経費は、対象事業所が災害時に保護者の状況等から対象児童が自宅へ戻るまでの一定の時間、支援の継続を図ることを目的とした非常電源の購入に係る費用（以下「購入費」という。）とする。
- ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

また、補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象としない。

2 前項の規定に関わらず、他の公的助成金を受けるものは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 この要綱において、補助金の額は、補助金の交付の決定をする年度の予算の範囲内において市長が決定する額とし、1事業所あたりの補助上限額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付回数の上限)

第6条 この要綱において、対象事業所1箇所あたりの補助金の交付回数は1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助を申請する補助事業者が提出する申請書類は、交付申請書(第1号様式)とする。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 見積書

(2) 非常電源の仕様の分かる書類

(3) 第3条に規定する補助事業者であることを証明する書類

(4) 役員名簿

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号並びに同条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知及び不交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助事業者の代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当するものがある場合は交付の対象としない。市長は、交付の決定を受けた者が、これに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とし、取下げの申請をしようとする者は、市長に交付申請取下届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 事業完了実績報告書(第5号様式)

(2) 第14条第1項第2号に基づく決算書 補助金収支書(第6号様式)

- (3) 第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
- ア 購入した非常電源の設置状況の分かる写真
 - イ 業務継続計画
 - ウ その他参考となる書類
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が前項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業に係るすべての領収書等とする。
- 4 補助金規則第24条による市内事業者による入札を行った場合又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収した場合は、補助金規則第14条第1項第4号及び第5号に基づき、次の各号の書類を添付して報告しなければならない。
- (1) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し
 - (2) 市内事業者であることを証する書類又はその写し
- 5 次項各号に該当する場合は、これに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書を提出しなければならない。
- 6 補助対象経費について、補助金規則第24条ただし書に規定する市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難いと認める場合とは次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
 - (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
 - (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画に係る営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
 - (4) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、補助金の額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、補助金請求書（第8号様式）により行わなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第10条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更交付の決定の内容に違反した場合
- (5) その他この要綱に違反したと認められる場合

(県警本部への照会)

第15条 市長は必要に応じ、申請者は又交付の決定を受けた者が、横浜市暴力団排除条例第2項第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を

行うことができる。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業の完了後5年とする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年厚生労働省告示第320号）を準用し、4年とする。

3 補助事業者は、補助金規則第25条の規定により財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市「主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業等」非常電源導入補助金事業に係る財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることとする。

(物品への表示)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した非常電源に横浜市補助対象である旨の表示及び事業所名の表示をしなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助上限額 (1事業所当たり)
非常電源購入費	200千円